

平成 29 年 5 月 24 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号  
 会 社 名 GMOクリックホールディングス株式会社  
 代 表 者 代表執行役社長 鬼頭 弘泰  
 (コード番号: 7177 東証JASDAQ)  
 問 合 せ 先 常務執行役 財務・IR担当 山本 樹  
 T E L 03-6221-0183  
 U R L <https://www.gmo-click.com/>

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 29 年 5 月 23 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所は太字で表示し二重下線を付しております。なお、ご参考として、下記の訂正内容を踏まえた定款の変更案を別紙に記載いたします。

記

変更内容は次のとおりです。

【訂正前】

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u>                      第 1 条 (商号) の変更は平成29年10月 1 日から実施する。<b><u>なお、本附則は、第 1 条の効力発生後削除する。</u></b></p> <p><u>第 2 条</u>                      第48条 (事業年度) の規定に関わらず、第 7 期事業年度は、平成29年 4 月 1 日から平成29年12月 31日までとする。</p> <p><u>第 3 条</u>                      第50条 (剰余金の配当の基準日) の規定に関わらず、第 7 期事業年度の剰余金の配当の基準日は、平成29年 6 月30日、平成29年 9 月30日、平成29年12月31日とする。</p> <p><u>第 4 条</u>  <b><u>附則第 2 条及び第 3 条は、第 7 期事業年度終了後これを削除する。</u></b></p>

【訂正後】

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 第1条(商号)の変更は平成29年10月1日から実施する。</p> <p><u>第2条</u> 第48条(事業年度)の規定に関わらず、第7期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までとする。</p> <p><u>第3条</u> 第50条(剰余金の配当の基準日)の規定に関わらず、第7期事業年度の剰余金の配当の基準日は、平成29年6月30日、平成29年9月30日、平成29年12月31日とする。</p> <p><u>第4条</u> <u>本附則</u>は、第7期事業年度終了後これを削除する。</p>

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (商号) 当社は、GMO <u>クリック</u>ホールディングス株式会社と称し、英文ではGMO <u>Click</u> Holdings, Inc.と表示する。</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、GMO <u>フィナンシャル</u>ホールディングス株式会社と称し、英文ではGMO <u>Financial</u> Holdings, Inc.と表示する。</p>
<p>第48条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から<u>翌年3月31日</u>までとする。</p>	<p>第48条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>第1条</u> <u>第1条 (商号) の変更は平成29年10月1日から実施する。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第48条 (事業年度) の規定に関わらず、第7期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までとする。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>第50条 (剰余金の配当の基準日) の規定に関わらず、第7期事業年度の剰余金の配当の基準日は、平成29年6月30日、平成29年9月30日、平成29年12月31日とする。</u></p> <p><u>第4条</u> <u>本附則は、第7期事業年度終了後これを削除する。</u></p>

以上